

平成12年12月29日

預金保険機構

理事長談話

(朝銀東京信用組合の金融整理管財人への就任について)

当機構は、本日、金融再生委員会において、同委員会が金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）第8条に基づき管理を命ずる処分を発した朝銀東京信用組合の金融整理管財人として、金融実務精通者としての法人たる預金保険機構、弁護士 柏原 晃一（かしわばら こういち）、の二者が適任である旨意見を述べ、同委員会において上記二者が金融整理管財人に選任された。

当機構としては、これまでの金融整理管財人としての経験等を生かし、他の金融整理管財人ともよく協力して適切な業務運営に努めてまいりたい。

当機構から、朝銀東京信用組合に派遣するスタッフは、金融整理管財人代理 大石 郁三（おおいし いくぞう）以下の約25名である。

なお、朝銀東京信用組合の預金等は全額保護されており、善意かつ健全な借手への融資も継続する方針であり、利用者におかれても心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。